

出入国管理及び難民認定法改定案提出に関する会長声明

- 1 各種報道によると、政府は、2023年1月23日に招集された今通常国会に出入国管理及び難民認定法改定案（以下「入管法改定案」という。）を提出する方針であるとのことである。

この入管法改定案は、①送還停止効を制限する、②監理措置制度を創設する、③補完的保護対象者制度を創設するなど、2021年に廃案となった「出入国及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下「旧法案」という。）の大枠を維持したままとのことである。

旧法案に対しては、当会からも2021年4月1日付け会長声明によりその問題点を指摘したところである。

それにもかかわらず、再度そうした入管法改定案を提出することについて、当会は改めて以下のとおり反対の意見を表明する。

- 2 まず、入管法改定案は、難民認定申請中は強制送還が停止されるという送還停止効について、3回目の難民認定申請以降は原則適用せず送還を可能にするものであるとのことである。

しかしながら、日本では諸外国に比べて難民認定率が低く、本来難民として認定されるべき者たちが日本では難民として認定されないという深刻な問題を抱えている。2022年11月3日に発表された国連自由権規約委員会の第7回政府報告書審査の総括所見においても、日本の難民認定率の低さについて懸念が示されている。

難民認定率の低さが抱える問題点を解決しないまま、送還停止効を制限することは、本来難民として認定されるべき者たちを迫害を受けるおそれのある地域に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」（難民の地位に関する条約第33条第1項）に反することとなり決して許されない。

- 3 次に、入管法改定案は、「監理措置制度」を設けるとともに、3か月ごとに収容継続の必要性を判断し、「監理措置」に移行できるか検討する仕組みを作ると報じられている。

かかる監理措置制度は、あたかも長期収容を改善する方法として提案されているようであるが、一般市民に監理人として監視を担わせることになる上、「監視」を引き受ける支援者らが現れない限り解放されず無期限収容が継続することとなる。

そもそも収容は、身体的自由という極めて重要な人権を制約するものであるにもかかわらず、司法審査を経ずに、かつ全件収容を行うということに最大の問題がある。しかるに、入管法改定案には、収容や収容継続に当たっての司法審査の規定も、収容期間の上限の規定も置かれたいとされている。これでは、現在の長期収容を何ら改善することにはならない。

収容に当たって司法審査を行うことや収容期間の上限を設けることについては、前述の国連自由権規約委員会の総括所見においても勧告を受けているところであり、全件収容主義を改め、収容に当たって司法審査を導入し、収容の上限を設けるよう改めるべきである。

- 4 次に、入管法改定案は、日本における難民の認定基準を満たさない場合でも、紛争から逃れてきた人などを保護する補完的保護対象者制度を創設するとされている。

過去の法務大臣は、補完的保護対象者制度は、あたかもウクライナなどの戦争地から逃げてきた者の保護が可能になるかのような説明をしている（令和4年3月15日閣議後記者会見）が、補完的保護対象者制度を創設したからといって、ウクライナなどの戦争地から逃げてきた者の保護が可能になるというものではない。

旧法案の「補完的保護対象者」は、難民条約上の「難民」の要件である迫害理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）には当てはまらないが「迫害を受けるおそれ」のある者とされているところ、日本政府は、「迫害を受けるおそれ」について、迫害を受ける人が迫害主体から個別的に把握されていることを要するとして、きわめて限定的に解釈している。

したがって、従来の政府解釈を改めない限りウクライナなどの戦争地から逃れてきた者に「補完的保護対象者」制度が適用される保証はない。

そもそも、ウクライナから逃れてきた者たちの保護は、難民条約によって十分可能である。日本政府は、難民条約を狭く解釈し、紛争から逃れてきた人たちは、同条約が規定する5つの迫害理由のいずれにも当たらないとしているが、同条約の解釈に関する国際的なガイドラインに従えば、紛争から逃れてきた人たちを条約難民として保護することは十分に可能である。

紛争から逃れてきた者たちをはじめ、本来難民として認定すべき者を保護するためには、難民条約について日本政府の解釈を改め、適切な難民認定制度を設けることこそが必要である。

- 5 このように、旧法案の重大な問題点を維持したまま、入管法改定案が提出されようとしている。

出入国在留管理庁は、退去を拒む外国籍者を強制的に国外に退去させることが困難になっていることが収容の長期化につながっているなどとして、入管法改定の必要性を述べているところではある。

しかしながら、退去を拒む者たちは、本来であれば難民として認定されるべき者であったり、日本で配偶者や子らなどの家族を持つ者であったり、それぞれに帰国できない事情を抱える者たちが多い。

それにもかかわらず、送還停止効を制限して難民として認定されるべき者を送還したり、全件収容主義、無期限収容を改めず監理措置制度を設けたりすることは、外国籍者に対する人権侵害をさらに深刻化させ、新たな人権侵害を生じさせる危険さえ生じうるものである。

収容の長期化をはじめとする現在の入管法が抱える問題点を解決する方策は、全件収容主義を改め、収容に当たって司法審査を導入し、収容の上限を設けることに加え、難民と認定すべき者を適切に難民と認定し、日本で家族を持つ者などには在留特別許可を与えるなど在留を認めるべき者に在留を認めることである。

以上より、当会は、旧法案の骨格を維持したままの法案の再提出に強く反対を表明し、国際的な人権水準に沿った抜本的な入管法改正を行うよう求めるものである。

2023年（令和5年）2月2日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也